

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ◇ 告 示 健康保険法による保険薬剤師の登録
健康保険法による保険医療機関の指定
国民健康保険法による申出の受理があつたものとみなされるもの
他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
土地改良事業計画の決定
土地改良事業計画の適否の決定

- 〃 〃 土地改良事業の認可
- 〃 〃 昭和四十年九月鳥取県告示第四百二十九号の一部改正道路の区域の変更
道路の供用の開始
都市計画の変更に係る図書の写し
- 〃 〃 土地区画整理事業計画の変更の認可
土地区画整理事業の認可

- ◇ 公安規則 土地区画整理法による換地処分
土地区画整理事業計画の変更の認可
鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- ◇ 県議会規則 鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表を

四十四年手	間西伯郡会見町天万	簡易耐火三、八九〇円	を
四十四年手	間西伯郡会見町天万	簡易耐火三、八九〇円	
四十四年手	赤碕港東伯郡赤碕町大字赤碕	中層耐火三、九〇〇円	に

改める。

附 則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
森田 寛子	米子市古豊千六〇	鳥薬第二四五号	昭和四十五年三月二日

鳥取県告示第二百十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
加藤整形外科 医院	鳥取市片原二丁目 一一一	整形外科、 理学診療科	加藤 泰弘	昭和四十五年 三月二十五日

中下 医院	境港市朝日町九三	皮膚科、泌尿 器科、外科	中下 静夫	昭和四十五年 三月三十一日
上田 医院	東伯郡東伯町 大字浦安三三四	内科、小児科	上田 良雄	昭和四十五年 三月三十一日

鳥取県告示第二百二十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
岡本 齒科 医院	介吉市福山一三五	昭和四十五年三月三日
大 島 齒科 医院	八頭郡船岡町大字船岡 一九七の一九	"

鳥取県告示第二百二十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の

規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
中 下 医 院	境港市朝日町九三	全国	昭和四十五年三月一日
中 嶋 医 院	相生町四一	"	"
大 島 齒 科 医 院	八頭郡船岡町大字船岡一九七の一九	"	三日
岡 本 齒 科 医 院	倉吉市福山一三五	"	"

鳥取県告示第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十二月二十六日付けで西伯郡名和町大字富長八百十二番地藤田武男ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（名和地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年三月三十一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十三号

昭和四十五年一月十九日付けで赤碕町長から申請のあつた土地改良（西宮地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年三月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十四号

昭和四十四年十月十六日付けで気高町長から申請のあつた土地改良（上

光地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年三月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十五号

昭和四十四年八月十九日付けで青谷町長から申請のあつた土地改良(山根地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年三月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十六号

東伯郡東伯町大字徳方五百五十八番地の一東伯町農業協同組合組合長吉田常吉から申請のあつた農業協同組合が行なう土地改良(倉取地区農道整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月二十五日認可したため、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十七号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(志津地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月二十五日認可したため、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十八号

名和町長から申請のあつた町営土地改良(楽仙地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十九号

昭和四十年九月鳥取県告示第四百二十九号(鳥取県土木工事共通仕様書について)の一部を次のように改正し、昭和四十五年四月一日から施行する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一条中「(治山工事及び林道工事を除く)」を削る。

鳥取県告示第二百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十五年三月三十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更前 後別	敷地の幅員 メートル	延 メートル
国一 道一般	一八〇号	西伯郡岸本町吉長字吉長境四八の一四の先から	変更前	四・五〇	二三〇・〇
		字上島の一	変更後	一三・〇〇	二六〇・〇
		日野郡溝口町根雨原字王字七五の一の先から	変更前	四・五〇	三六四・〇
		字下西貝市	変更後	八・五五	六七八・〇
		日野郡日野町七音字宮内原七三三の二の先から	変更前	三・八五	一七六・〇
		字船場ノ上エ	変更後	四・七〇	五一三・〇

鳥取県告示第二百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十五年三月三十一日から開始するので、同法同条同項の規定により、告示する。

その関係図面は、昭和四十五年三月三十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
国一 道一般	一八〇号	西伯郡岸本町吉長字吉長境四八の一四の先から	昭和四十五年 三月三十一日
		字上島の一	同上
		日野郡日野町七音字宮内原七三三の二の先から	同上
		字船場ノ上エ	同上

"	"	"
"	"	"
一八三号	日野郡日野町上菅字宮内原七三三の二の先から	日野郡溝口町根原原字壬子七五一の一の先から
"	二〇の一の先まで	二〇の一の先まで
の二の先まで	字下西貝市一、一	字下西貝市一、一
字船場ノ上エ四七二	"	"
"	"	"

鳥取県告示第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画鳥取駅前土地区画整理事業

二 都市計画を定めた土地の区域

東品治町、栄町、今町二丁目、永楽温泉町、末広温泉町及び吉方

三 関係図書の写しの縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用

する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路路二等大路第二類第一号富安掛出線ほか一五路線

二 都市計画を定めた土地の区域

東品治町、永楽温泉町、行徳、吉方温泉町三丁目、吉方温泉町四丁目、吉方、富安、雲山、吉成、新、大杓、立川五丁目、東吉成及び卯垣

三 関係図書の写しの縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百三十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、米子市福市つじヶ丘団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

米子市福市つじヶ丘団地土地区画整理事業

二 事務所の所在地

米子市加茂町三丁目一六番地

三 施行認可の年月日

昭和四十四年十一月十三日

四 事業年度

昭和四十四年度及び昭和四十五年度

五 変更認可の年月日

昭和四十五年三月二十五日

鳥取県告示第二百三十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき、倉吉市福守剛地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十五年三月三十一日から

昭和四十六年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市福守町の一部

〃 岡田の一部

四 土地区画整理事業の名称

倉吉市福守剛地土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地

六 施行認可の年月日

昭和四十五年三月二十五日

七 施行者の住所

鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地

八 事業年度

昭和四十四年度及び昭和四十五年度

九 公告の方法

鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

鳥取県告示第二百三十六号

米子市上福原剛地土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十五年三月二十七日換地処分があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十七号

都市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十五条の規定による改正前の土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、米子市三柳土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 組合の名称

米子市三柳土地区画整理組合

二 事務所の所在地

米子市中町二十番地(米子市建設部都市計画課内)

三 設立認可の年月日

昭和四十四年九月十六日

四 事業年度

昭和四十四年度及び昭和四十五年度

五 変更認可の年月日

昭和四十五年三月三十日

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

鳥取県公安委員会規則第三号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十條第一号を次のように改める。

七

土砂、砂利、石、石灰、水、木くずその他車体の動揺、風圧等により落下し、又は飛散するおそれのある物件を積載して運転するときは、当該物件が道路上に落下し、又は飛散することがないように必要な措置を講ずること。

附 則

この規則は、昭和四十五年五月一日から施行する。

県 議 会 規 則

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県議会議長 藤 井 政 雄

鳥取県議会議事規則第一号

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則(昭和四十三年十一月鳥取県議会議事規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

2 次の表の上欄に掲げる課に、内部組織としてそれぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

課	内 部 組 織
総務課	庶務係・経理係
議事課	議事係・記録係

第四条第一項中「室長」を「室長係長」に改め、同条第二項中「室長」の下に「係長」を加える。

第五条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 係長は、上司の命を受け、係事務を処理する。

附 則

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。